

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社日本ビジネスセンター
登録教習機関の住所	大阪府吹田市南金田 2-14-8 ルミエール江坂 301
代表者職氏名	代表取締役 早崎 圭吾
技能講習の業務を行う事務所の名称	株式会社日本ビジネスセンター
技能講習の業務を行う事務所の所在地	大阪府吹田市南金田 2-14-8 ルミエール江坂 301
行うことができる技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
登録年月日	令和 8 年 7 月 13 日
登録番号	大阪労働局長登録第 166 号

令和 8 年 7 月 13 日

大 阪 労 働 局 長